

54	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>カードを所持しており、それに提供に関して前向きととれる表示をしている場合、家族の反対がなければ、脳死判定に進んでもいいかと思う。意思表示も大切ではあるが、無い場合、家族の意見で、脳死臓器提供ができるような動きがあってもいいのではないのでしょうか。添付書類(別紙2)参照お願いします。</p> <p>(別添2)</p> <p>(1) カードの番号の記載に不備がある事例(1) カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。これに賛成する。臓器提供の意思表示をしていることは明らかであるから。</p> <p>(2) カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合については、番号1に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。これに賛成する。</p> <p>(3) カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合については、番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたもの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。これに賛成する。</p> <p>(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例(1) カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号1に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器(心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球)と判断する。これに賛成する。1に○ということは、臓器別にかかわらず、「提供したい」という意思が大いにあるのは明らかであるから。</p> <p>(3) 本人署名の記載に不備がある事例(1) 本人署名がない場合については、本人の意思表示であることが確認できないことから、従来通り、有効な書面ではないものとする。これに賛成する。意思表示カードがなければ脳死臓器提供ができない現状今日の場合は、この意思表示カードでは本人の確認は何も出来ないから。</p> <p>(2) カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかな場合には書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。これに賛成する。本人の署名が本人の筆跡</p> <p>(4) 署名年月日の記載に不備がある事例(1) 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。これに賛成する。署名年月日がなぜカードにあるのかそもそも不明であるから。</p>
55	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>今年に入ってから、機会があり、脳死や臓器移植についての学習会に何度となく参加してきました。</p> <p>人のためになるなら、臓器提供してもよいのではないかと、思ってきましたが、臓器移植法成立から今日までたったわずか二十数例にしか過ぎない臓器移植について、問題のないものはなく、日弁連に人権救済申立がなされたり、訴訟になったりしている事実を知るにつけ、まず救命医療を優先させるべきだと感じました。</p> <p>死ぬか、生きるか、は誰にも判断できないことなのではないのでしょうか。可能性は誰にもあることを前提にした治療を優先させて欲しいとおもいます。ドナーカードを緩やかに解釈したからと言って、移植医療が急激に増加するとは到底思われません。議論をつくさず、安易にカードの解釈のみを緩やかにしたとしても、不信は募るばかりだと思います。</p> <p>移植を増やすためにドナーカードを緩やかに解するのではなく、治療を最優先させるべく、さらなる脳の研究や技術を向上を求めていってください。</p> <p>「ドナーカードをもっていたら、治療してもらえないわよ。絶対持つてはだめ」と友人・知人に伝えています。</p> <p>ドナーカードを緩やかに解することには大反対です。</p>
56	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>弁護士の立場から、後に争いの火種になることが明らかな解釈を容認する事はできません。記載不備の場合には臓器移植できない、とすることが妥当と史料します。人の命は重く扱うべきです。</p>
57	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>私は、意思表示カードが、あるにもかかわらず、それが、うまく活用されていない事を、とても残念に、思っています。いわゆる「不備」なのでしょうが、それを、家族の方の意見を、聞きながら、故人の意思を、考えて、移植に役立ててほしいと、節に望みます。</p>
		4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>それから、カードの根本的なことですが、意思表示の事を「運転免許証」か、「パスポート」に添付する方法は、どうでしょうか？</p> <p>取得するときに、臓器提供の意識を、持ってもらうのです。大なり小なり、皆の目に触れる訳です。</p> <p>こんな事を、考えています。宜しくお願いします。</p>

58	匿名	4 (1)	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	死後(世界的に先進国は脳死が死)臓器を提供したいという意思がわかれば、提供を書き損じや間違いなどで、無効にならない形式・制度にすることこそが重視されなければならない。制度の意味はそこにあるのだから。
59	八田 幸一	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	そもそもカードの記載に不備があるのは、記載方法に問題があるからだと思います。カードの意味は本人の意思を明確に表すことなので、曖昧な解釈が出来ないように記載方法を変えるべきだと思います。例えばカードの番号には○×は必要なく、提供したい臓器を○で囲み、提供したくない臓器には×を付けるようにすれば良いと思います。○と×が混在している場合は無効(提供しない)とすれば良いと思います。また番号3の臓器を提供しないという項目は不要だと思います。署名年月日もカードの発効日が予め記入(印刷)されていれば不要と思います。過去に発行したカードの記載不備の解釈ですが、どちらも取れるような記載内容のものは本人の意思を明確に表しているとは言えないので、無効(提供しない)とすべきだと思います。最も重要なのは、記載方法を変更した新しいカードを一刻も早く提供して、新しいカードに更新して貰い、本人の意思を明確にして貰うことであると思います。
60	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	臓器提供意思表示カードを持っているにもかかわらず、不備があるからといって、臓器を提供できないのには、私は納得がいきません。臓器提供意思表示カードを持っていること、それになんらかでも記入していること自体が、その人の意思なのではないでしょうか?意思を示すカードなんですから。今、実際に持っている人の多くが、不備があるのではないのでしょうか?ほんの少しの不備で、そのひとの意思が尊重されないのは納得がいきません。早急に見直しする必要があるのではないのでしょうか?海外では多くの臓器移植が行われているにもかかわらず、日本での移植が遅れているのは、どうしてなのでしょう?海外にできることは、日本にもできるのではないのでしょうか?この日本で一人でも多くの命が救われることを望んでいます。
61	利光 恵子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	(意見) これまで、臓器を提供する意思または脳死判定に従う意思の表示が明確でないとの理由から無効であると判断してきたカードについて、記載内容不備にもかかわらず、「法の求めている意思表示が存在する」と類推して有効とすること、あるいは家族等の証言なども勘案して有効とするという今回の「新しい取り扱い」については、絶対認められない。 (理由) わたし自身は、科学的事実から見ても社会的文脈からも、「脳死」は人の死ではないと考えている。現在、そのように考えている人達は数多く存在する。臓器の移植に関する法律は、その成立過程からして、これら「脳死は人の死ではない」と考える人達の存在や、脳死判定の手法自体が重篤な状態にある患者に対して強い侵襲を与えるという事実を押される形で、「本人が生存中に臓器を提供する意思および脳死判定に従う意思を書面上に表示している」ことを臓器抽出の要件と定めたのであり、書面に本人の意思が明確に示されていることは必須である。カード記載にあたっては、「脳死」とはどのような状態か、「脳死判定」は医学的に可能なのか、「脳死判定」が患者に悪影響を与えることはないのかなどについて、正確な情報が提供されるべきだし、それらを理解したうえで入念に記載されてしかるべきである。例示されているような記載不備カードは、上述のような情報提供も得られないまま、あるいは「脳死」での臓器抽出の意味するところをじっくりと考える時間的余裕もないまま、一部のみ記入されるものに過ぎず、本人の意思を示しているとはいえない。それを、恣意的かつ強引に解釈して、臓器抽出可能と判断することは許されない。
62	斉藤幸枝	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。この法律が、臓器移植を日本で実施することを可能とし、上記条文では提供の意思を尊重するとなっているのですから、尊重する仕組みをつくることを当然予定しているものであったはず。しかし、この7年におよぶ経過の中で、臓器提供の意思を生かせなかった多くの事例の存在は、方に規定している「意思を尊重する」しくみはほとんど作られていなかったことを証明していると思います。意思を尊重するのであれば、ハード面では、当然、指定病院以外で脳死となった場合に例えば「脳死判定チーム」を派遣して、判定するような仕組みが考えられたはず。提供の意思が無ければ、提供したい臓器にマルがついており、本人署名があれば、細かいところにとらわれず、認めるのが、この法律の趣旨に沿った判断と言えるでしょう。いずれにしても、生きた日本語から判断して、本人意思を尊重することから、判断していけば、今回の意見募集された、臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)など、何の問題も無く、有効なカードとなると思います。あれこれ迷うことも無く、何も問題ないと思います。こんな議論が7年後に出るなんて、少しばかり残念です。
63	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	別添 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)の結論は妥当であると思います。これらの事例で十分に臓器提供の意思表示があると判断できると考えます。
64	匿名	4 (1)	意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	現行の意思表示カードでは、脳死後、全ての臓器を提供するものとの誤解が相当あり、腎臓のみの提供につながっていないのが現状です。(＜小さく＞×印で提供したくない臓器は、記載されているが)そこで①提供したい臓器の「名称」を自署させるか、②提供したくない臓器の選択事項を明確に表示する、システムに改善してほしい。

65	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>1. ドナーカードの偽造、代理記入が否かをどのように確認するのか</p> <p>2. 本人の意思の真正確認をどのように確保するのか</p> <p>意思決定のできない人や出来にくい人、および特殊な状況下での誘導や強制による記入をどのように排除するのか</p> <p>(私の結論)</p> <p>記載不備ドナーカードを有効として臓器摘出を認めることは、絶対に反対です。</p>
66	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>重箱の隅を付くような意見は虚しい。</p> <p>誰もが死を望みはしないだろうけど、誰も死を回避できない事もまた人間の宿命です。</p> <p>脳死さえ避ければそれで事態が良くなるのでしょうか。</p> <p>心臓が止まって呼吸が止まるとの死なら許せるのですか？</p> <p>細胞が腐って死臭が漂い始めればきっと誰でも諦めるでしょうね、肉体の死を。</p> <p>では、死とは肉体の死だけでしょうか。人は肉体だけで生きて来たのでしょうか。</p> <p>肉親の死に直面すると確かに辛いものがあります。</p> <p>でも古来人間はその救いを心の存在や魂の存続というところに見出して来ました。</p> <p>自分には心がないと否定する人はまず居ないでしょう。</p> <p>脳死を許さない、臓器移植を医療とは認めないとおっしゃる方の意見の中には、臓器を部品として扱うのが許せないという極論もあります。でもそれは、その方自身がそう考えているのかもしれない、世の中の大多数の人たちはもっと大きな視点から命を思いやっているのじゃないでしょうか。</p> <p>歴史はある意味残酷な犠牲の上に成り立ってきました。それを否定してしまうと科学の進歩も医学・医療の進歩も、自分の存在させ許せないものになってしまいます。</p> <p>私達はその歴史の中の今この時点での今ある状況に順応して生きているに過ぎません。</p> <p>歴史は民衆の最も望むものに帰結するとも言われます。</p> <p>医療不信、人間不信、そういったものは事実あるにしても極一部のものであると信じます。</p> <p>弱者切り捨て論ではありません。</p> <p>法律は実質的には規制のためにあります。そしてそれが改訂されるまでには何年もかかります。</p> <p>その間に確実に何万、何十万もの移植待機者が死んで行くのです。</p> <p>その人達に救命の方法は法律的にもう有りませんから諦めてくださいと云えますか？</p> <p>人工心臓、人工心臓、人工透析など、ある程度の延命はしてやったからもういいじゃないか、と言えますか？ そんなところに議論を持っていくのが虚しくありませんか？</p> <p>現実の多くは、臓器を贈って頂いた(もらった、ではない)移植患者は心から感謝してその恩を社会に還元しようとし、贈ったドナー(生体)やご遺族も提供したことが無駄ではなかったと感じておられるのではないかと推察いたします。そこにこそ心があると思います。</p> <p>感情論に一喜一憂して大局を見失わないようにするのも社会構成員の義務と思えるようになったのも、移植を経験して身体も心も健康になってからでしょうか。</p> <p>結論の出せる種類の問題ではありませんが、私達移植の恩恵を受けた者の立場から言わせて戴ければ、少しでも多く、命の助かる機会を与えてください、とお願ひするのみです。</p>
		4	(1) 意思表示をし易くなるよう臓器提供意思表示カードの様式の見直し等をすべき	<p>できれば運転免許証や健康保険証でも併せて意思表示が出来るように各省庁で協調してください。</p>
67	山裕子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>絶対に反対です。不備なドナーカードを有効にしようとするとは悪質です。本人の意思を無視するおそろしい事です。</p> <p>こんな事が進んでいくとは、反対します。</p>
68	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	<p>一番の問題点は、ドナーカードを記入し所持していたにもかかわらず、不備だと切り捨てられてきたことにあると思います。患者の気持ちを考えるともっと早く対処すべきであったように思えます。</p> <p>記載不備のカードにおける本人の臓器提供意志の確認は、作業班報告をみても良識によるべきであったと思いました。ドナーカードに記載しても自分は当事者にはならないといった思いもあり、記入が不備であることは十分に考えられます。作業班報告の内容は良識にのっとった判断によるものだと思います。また、法律を変えても新たな問題点がでてくるとは思いますが、早急な対処をその時はお願いしたいと思います。</p>
69	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	<p>臓器提供、脳死判定の条件として現行法の条件をどういう内容にしる緩和することには反対です。</p>

70	清水昭美	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	法律によって、最も尊重され、保障されるべき、本人の生命に関わる事柄であり、不備な記載を有効とすることは許されない。 現在のドナーカードが果して有効といえるか。偽造が可能である。 本人確認や筆跡確認を行っていない現状を改めねばならない。 現状に問題がある上に、更に、不備なカードも有効にすることは反対である。
		3	個別の記載不備事例の取扱いについて	・1. 脳死、2. 心臓死、3. 提供しない の項に丸印 未記入の場合 本人の意思不明であり、提供しない意思もあり得る。不明を有効としてはならぬ。 ・臓器欄に丸印のない場合 いずれか不明であり、本人の意思を確認できない。第三者が有効とするのは推定であり、本人の意思ではない。 ・本人、家族欄の書き違えを認めてはならない。 もし、認めれば、家族が意図的に本人欄に書き、家族欄に本人に書かせ、いざ「脳死」のときに、書き違えたとして有効扱いになり、被虐待者などを早く死亡させる意図での悪用がおこり得る。財産がからめば、意図的な操作がおこり得る。 いかに、臓器不足とはいえ、このような不備なドナーカードを有効とする動きは、医療不信をますます深めるばかりである。記載不備を有効としてはならない。
71	駒井百合子	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	脳死判定がなぜされなければならないのか、これは臓器移植を円滑にするためのものであって、ドナーとなりうる人にとっては、治療の行為とならない。患者の病気が治癒し、社会生活に戻れるようにすることが医療の本質なのではないでしょうか。 移植しか助からないといわれている病気の人にとって移植を押し進めてほしいという切なる気持ちもわかりますが、合法化された殺人によって臓器をもらって本当に幸せなのでしょうか。 小さなカード1枚によって記されたもので、臓器を摘出してもよいのでしょうか。カードの記載不備事例でも臓器を摘出してよいのでしょうか。絶対反対です。
72	三崎甫子	4 (5)	その他	私どもは1人子である娘を平成5年に友人間の同乗事故で亡くしました。 当時私どもは宇治市、娘は東京と離れて生活をしておりました。知らせを受けたのが夜10時頃、すぐに夜行のバスに乗り、翌朝、病院について何が何だかわからない時、今から思えば2人の女性が近づいて来て、何かとどくどく云っておりました。おかれている現実を理解できない離人症になっている際、あのようにつめ寄せられますと、ついつい承諾してしまうかも知れません。そして、その後、そのことで又苦しまなくてはなりません。当事者でない方だから、そんなことが出来るのです。 私は亡き娘が私の臓器を移植することが出来るなら、私が死にます。
73	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	私は職業上、脳死状態の患者さんもみてきたし、心臓移植しか助からないといわれている心臓病の患者さんもみてきた。どちらも尊い命である。臓器移植は心臓病の人に対しては一筋の光になるのかもしれないが、脳死状態の患者を救うための医療は臓器移植にとっては反するものになる。私は臓器移植そのものに反対します。そして、臓器移植の数をもっと増やすために、意志表示カード記載不備でもおこなえるという改正には断呼として反対と言いたいです。

74	渡部良夫	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	臓器提供意思表示カードの記載に不備がある事例の取り扱いに関して、厚生労働省臓器移植委員会作業班が「軽微な記載ミスがあっても、本人の提供意思が読みとれる場合は有効とする」との見解をまとめられた由ですが、これには重大な懸念を抱かずにはいられません。その理由を以下に述べさせていただきます。そもそも現在行われているいわゆるドナーカード方式は、極めて杜撰なもので、法律的にその有効性を認めるわけには参りません。それは当カードが自由意思に基づいて本人が署名したものであることを確認できる形式をとっていないからです。例えば遺産相続という財産の処理においてすら、遺言書は正式な立会人の同席による署名捺印を要しますし、医療の場における手術への同意書も本人と医師の同席と両者の署名がなければ有効とされないのに、本人の生死を左右するというこの上ない重みを持つ臓器提供意思の表示に、そうした条件をつけず、偽造される可能性すらあり得る現在の方式は直ちに改められるべきであり、ましてその記載に不備が認められるような事例までその有効性を認めるのは、人命の軽視も甚だしいものと言えましょう。
		4 (5)	その他	以上の他にも、現行の臓器移植法における脳死状態の診断法には、脳低温療法の実用性を取り入れず、脳死の診断法ではなく作成法である無呼吸テストが含まれているなど、多くの不備や問題点があり、そちらこそまず改善すべきであると考えますが、今回の意見募集の題目から外れますので、割愛致します。
75	匿名	1	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成	現在の法律の基準の元では個人の意思がきちんと反映されておらず、その為にたくさんのお金と命の危険をおかしてまでも海外へ移植に行く方がおられるのだと思う。本人の意思を尊重するという点において、日本の法律はやっぱりだと思いが、少しでも記載に不備があればダメという現状では、移植医療というのがただのお題目になってしまっているような気がする。(特に心臓移植において)今回の取扱い(案)を読むとその点が改正され、移植において臓器提供したい人の意志が今までより反映されるものと思う。ぜひこの案が実現することを願う。
76	匿名	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	脳死は死ではないと思います。生きてる人の体から臓器を摘出するのは反対です。安易な法案を通すことの無いよう、お願い致します。改正大反対です。
77	匿名	4 (3)	臓器提供意思表示についてより慎重に行うべき	実際に臓器提供の意思があり、カードに記載した場合に第三者がチェックすることが可能であれば不備は少ないと思われる。個人の意思を尊重し脳死に至るまで秘密にするのであれば難しいと思うが。報告書を見ると提供する側に何らかの記載があれば、本人の意思が提供するとあるが、記載の不備をどちらかに決めるのではなく、さきに述べたようにチェックできる機構を考えるべきではないでしょうか。
78	佐藤龍市	2	臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対	ドナーカードの記載不備事例についてはすべて「無効」とせよ!! (理由) ① 自筆であるか否か検証不能な制度下にあり、保険金殺人、臓器売買に利用されかねない。 ② 記載不備、即臓器提供意思表示あり、との検証不能。 ③ 現行制度は、記載不備な場合容易に加筆できる。 ④ 認知障害(痴呆)、精神発達遅滞、未発達児童等判断能力の乏しい人に誘導、強制による記入が可能である。